# 令 和 元 年 度

# 事業概要



# 滋賀県食肉衛生検査所

〒523-0013 滋賀県近江八幡市長光寺町 1089-10

T E L (0748) 37-7037

F A X (0748)37-5854

ホームページURL https://www.pref.shiga.lg.jp/syokuniku/ メールアドレス el30@pref.shiga.lg.jp

# 目 次

<u>I</u> .	食肉衛生検査所の概要	P. 1~6
Ι.	と畜検査	P. 7 <b>~</b> 13
Ⅲ.	試験検査・調査研究の概要	P. 14~15
<u>IV</u> .	<ol> <li>1. 牛海綿状脳症(BSE)に係る検査</li> <li>2. 保留獣畜に係る検査</li> <li>3. 獣畜(保留獣畜を除く)に係る検査         <ul> <li>(1)微生物検査部門</li> <li>(2)病理検査部門</li> <li>(3)理化学検査部門</li> </ul> </li> <li>4. 食の安全性確保のための調査研究事</li> <li>監視指導の概要</li> <li>1. と畜場および関連施設</li> <li>2. 食鳥処理施設等</li> </ol>	·業 P. 16~17
<u>V.</u>	研修等	P. 18~19
<u>VI .</u>	調査研究報告	P. 20

# I. 食肉衛生検査所の概要

#### 1. 沿革

- (1) 昭和52年4月1日:従来、各と畜場を所管する保健所の衛生課でと畜検査を実施していたが、 検査の充実を図るため、一元化を行い近江八幡市武佐町351-3、近江八幡市と畜場内事務所 の一部(81.00 m²)を借用し、滋賀県食肉衛生検査所が設置された。
- (2) 昭和55年3月25日: 庁舎が近江八幡市武佐町348-1に完成した。
- (3) 平成4年4月1日:食鳥検査を開始した。
- (4) 平成7年4月1日:豊郷と畜場が閉鎖された。
- (5) 平成 13年 10月 18日: BSEスクリーニング検査を開始した。
- (6) 平成19年3月23日:京滋畜産(株)大津と畜場が閉鎖された。
- (7) 平成19年3月31日:近江八幡市と畜場が閉鎖された。
- (8) 平成19年4月1日:滋賀食肉センターが操業を開始した。
- (9) 平成20年3月30日:滋賀県食肉衛生検査所を近江八幡市長光寺町1089-10に新築移転した。
- (10) 平成 20 年 4 月 1 日: 大規模食鳥処理場が認定小規模食鳥処理場へ変更したことに伴い、所管を変更した。(検査所から甲賀保健所に移管)
- (11) 平成 21 年 4 月 1 日: と畜場に併設する食肉処理施設の監視業務等を移管した。(東近江保健所から検査所に移管)
- (12) 平成 25 年 7 月 1 日: BSEスクリーニング検査対象を全頭から 48 か月齢超へ変更した。
- (13) 平成 28 年 4 月 1 日:食鳥処理場および併設する食品営業施設の監視業務等を移管した。 (保健所から検査所に移管)
- (14) 平成 29 年 4 月 1 日: B S E スクリーニング検査対象を 48 か月齢超から 24 か月齢以上で神経症状が疑われるものへ変更

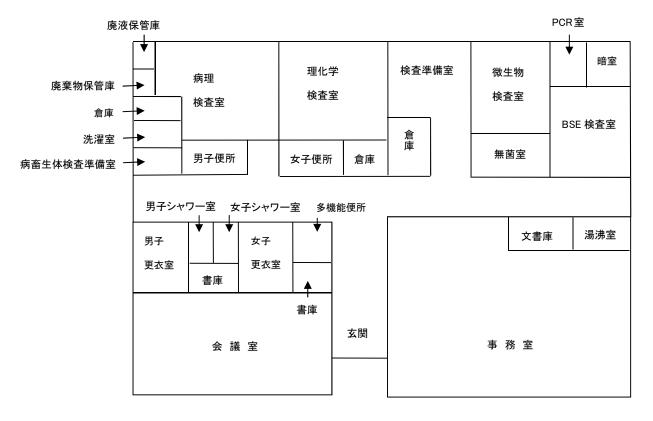
#### 2. 庁舎の概要

(1) 位置:近江八幡市長光寺町 1089-10

(2) 建物:庁舎、鉄骨造 平屋建(500.00m²)

附属建物:倉庫

(3) 敷地面積:1600.00m²



#### 3. 管轄および所管対象施設

管轄区域は県下一円(大津市を除く)とし、1か所のと畜場および34か所の認定小規模食鳥処理場とそれに併設する食品関係営業施設を所管する。

#### 4. 組織 (平成 31 年4月1日現在)



#### **5. 構成人員** (平成 31 年4月1日現在)

	職	名		事務	技術	計
所			長		1	1
次			長		1	1
主			幹		1	1
副	Ė	Ē	幹	1		1
主			査		3	3
主	任	技	師		4	4
技			師		1	1
	Ē	†		1	11	12

#### 6. 業務の内容および範囲 (平成 31 年4月1日現在)

(1) 業務の内容

滋賀県行政組織規則(昭和51年4月1日滋賀県規則第16号)

第9条 前2条に規定する地方行政機関または地方行政機関の課、係および支所の分業事務は、 次のとおりとする。

	(1)と畜業者、と畜作業員およびと畜場の衛生指導に関すること。
	(2) 獣畜のと畜検査および精密検査に関すること。
食肉衛生検査所	(3)食肉の試験調査および調査研究に関すること。
	(4)統計調査および報告に関すること。
	(5) 食品衛生に関すること。
	(6) 食鳥処理および食鳥検査に関すること。

#### (2) 業務の範囲

滋賀県事務委任規則(昭和55年2月26日滋賀県規則第10号) (食肉衛生検査所長への委任事項)

第9条 次に掲げる事務は、食肉衛生検査所長に委任する。

- (1) と畜場法第7条第6項の規定による衛生管理責任者の設置または変更の届出の受理
- (2) 同法第8条の規定による衛生管理責任者の解任命令
- (3) 同法第 10 条第 2 項において準用する同法第 7 条第 6 項の規定による作業衛生責任者の設置または変更の届出の受理
- (4) 同法第10条第2項において準用する同法第8条の規定による作業衛生責任者の解任命令
- (5) 同法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による獣畜のとさつの届出の受理および同条第 3 項の規定による取扱方法等の指示
- (6) 同法第14条の規定による獣畜の検査
- (7) 同法第16条の規定によるとさつ解体の禁止等の措置命令
- (8) 同法第17条第1項の規定による設置者等からの必要な事項の報告の徴収および立入検査

- (9) 同法第 18 条第2項の規定によると畜業者等に対するとさつおよび解体の業務の停止および禁止 命令
- (10) と畜場法施行令(昭和 28 年政令第 216 号)第 4 条第 2 号の規定による獣畜のとさつ許可
- (11) 同令第5条第1項第1号から第3号までの規定による牛の皮および卵巣ならびに獣畜の肉等の 持出許可
- (12) 同令第9条の規定による検査に合格した肉等の検印
- (13) 滋賀県と畜場法施行細則(昭和 29 年滋賀県規則第 45 号)第4条の規定による管理者の設置また は変更の届出の受理
- (14) 同細則第6条の規定によると畜業営業届出の受理
- (15) 同細則第 18 条第 2 項第 1 号に規定すると畜業の廃業届出の受理
- (16) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成 14 年法律第 70 号)第7条第2項の規定による牛の特定部位の使用および焼却免除の許可
- (17) 食品衛生法第 28 条第 1 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定による営業者等からの必要な報告の徴収、営業の場所等への臨検、食品等の検査および食品等の収去(と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。)
- (18) 同法第30条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定による監視指導(と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。)
- (19) 同法第54条(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定による食品、添加物、器具また は容器包装の廃棄命令および食品衛生上の危害を除去するための必要な措置命令(と畜場、食鳥処理 場および併設食品営業施設に係るものに限る。)
- (19) の2 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項の規定により知事が行うこととされる同項各号に掲げる事務(と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。)
- (20) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条の規定による食鳥処理の事業の許可(同法第16条第1項の認定を受けた食鳥処理業者以外の食鳥処理業者(以下「大規模食鳥処理業者」という。)に係るものに限る。)
- (21) 同法第6条第1項の規定による構造または設備の変更の許可(大規模食鳥処理業者に係るものに限る。)
- (22) 同法第6条第3項の規定による許可申請内容の変更または構造もしくは設備の軽微な変更の届出の受理(大規模食鳥処理業者に係るものに限る。)
- (23) 同法第7条第2項の規定による承継の届出の受理(大規模食鳥処理業者に係るものに限る。)
- (24) 同法第8条または第9条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消しおよび停止処分(大規模食鳥処理業者に係るものに限る。)
- (25) 同法第9条の規定による食鳥処理場の整備改善命令および使用禁止処分(大規模食鳥処理業者に 係るものに限る。)
- (26) 同法第 12 条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置または変更の届出の受理(大規模食鳥処理業者に係るものに限る。)

- (27) 同法第 13 条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令 (大規模食鳥処理業者に係るものに限る。)
- (28) 同法第 14 条の規定による食鳥処理場の廃止、休止または再開の届出の受理(大規模食鳥処理業者に係るものに限る。)
- (29) 同法第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定による食鳥検査(大規模食鳥処理業者に係るものに限る。)
- (29)の2 同法第16条第7項の規定による確認状況の報告の受理
- (29)の3 同法第16条第9項の規定による確認に関する技術的な指導および助言
- (30) 同法第20条の規定による衛生上危害を防止する措置
- (31) 同法第37条第1項の規定による食鳥処理業者等からの業務の状況の報告の徴収
- (32) 同法第38条第1項の規定による食鳥処理場等への立入検査および食鳥とたい等の収去
- (33) 滋賀県食の安全・安心推進条例第 18 条第 1 項および第 2 項の規定による健康被害情報等の報告 の受理(と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。)
- (34) 同条例第 19 条第 1 項後段および第 3 項の規定による自主回収の着手の報告の受理(と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。)
- (35) 同条例第 19 条第 4 項の規定による自主回収の終了の報告の受理(と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。)
- (36) 同条例第 20 条第 1 項の規定による必要な措置の勧告(と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。)
- (37) 同条例第 21 条第 1 項の規定による体制の整備の命令(と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。)

#### 7. 予 算 (令和元年度決算額)

#### (1) 歳入

科目	決算額 (円)
と畜 検 査 手 数 料	4,228,920
輸出食肉衛生証明手数料	103,820

※手数料(平成31年4月1日~令和元年9月30日)滋賀県使用料および手数料条例第2条 と畜検査手数料: 牛、馬(子馬を含む)一頭につき440円

とく、豚、羊、山羊 一頭につき 220円

輸出食肉衛生証明手数料:一通につき350円に、証明した頭数一頭につき10円を加算した額

※手数料(令和元年10月1日~令和2年3月31日)滋賀県使用料および手数料条例第2条 と畜検査手数料: 牛、馬(子馬を含む)一頭につき 460円

とく、豚、羊、山羊 一頭につき 230円

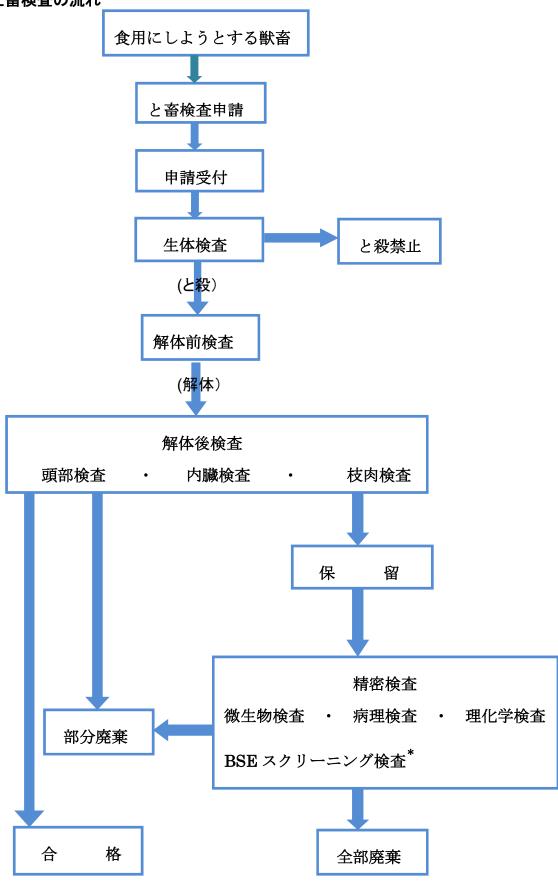
輸出食肉衛生証明手数料:一通につき370円に、証明した頭数一頭につき10円を加算した額

#### (2) 歳出

				科		目					決算額(円)
報										栅	1,606,734
共					済					費	270,928
賃										金	876,460
報					償					費	7,176
旅										費	555,540
需					用					費	4,571,135
役					務					費	509,499
委					託					費	236,166
使	用	米	4	お	ょ	び	1	重	借	料	15,040
備		튭	2		購			入		費	709,560
負	担	金	補	助	お	ょ	び	交	付	金	65,000
					計						9,423,238

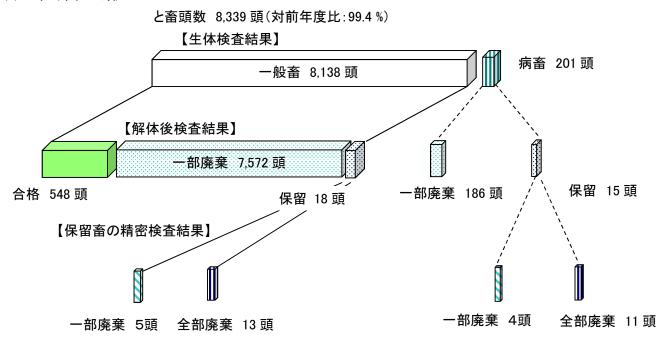
## Ⅱ.と畜検査

1. と畜検査の流れ



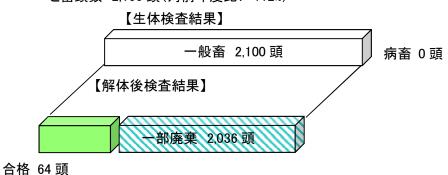
#### 2. と畜頭数

#### (1) 牛(単位:頭)



#### (2) 豚(単位:頭)

と畜頭数 2,100 頭(対前年度比: 112%)



#### 3. と畜検査状況

#### (1) 月別と畜頭数

#### ア 令和元年度 月別と畜頭数

月別・獣畜別頭数 (含病畜)

(頭)

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	āΤ
+	牛	778	540	652	789	549	676	800	905	925	609	549	566	8,338
大動物	馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物	計	778	540	652	789	549	676	800	905	925	609	549	566	8,338
小	豚	178	139	146	202	138	208	178	190	268	156	129	168	2,100
動物	と<	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
物	計	178	139	146	202	138	208	178	190	269	156	129	168	2,101
合計	-	956	679	798	991	687	884	978	1095	1194	765	678	734	10,439

#### イ と畜頭数の推移

年度別•獣畜別頭数

(頭)

動物種	平成	令和							
到加州	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年
牛	8,470	8,397	8,663	8,673	8,393	7,977	8,055	8,389	8,338
馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	9,231	5,839	5,290	6,947	6,459	6,734	4,517	1,875	2,100
<b>と</b> <	0	0	1	2	1	2	4	3	1
めん羊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山羊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	17,701	14,236	13,954	15,622	14,853	14,713	12,576	10,267	10,439

#### (2) と畜場外と畜頭数: 平成8年度以降0頭

#### (3) 病畜と畜頭数

ア 令和元年度 病畜と畜頭数

月別・獣畜別・時間別頭数

(頭)

		4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
盐九	4	6	8	16	20	16	23	19	11	12	12	9	8	160
勤務時	<b>ک</b> <	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
時	馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
間内	豚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
^	計	6	8	16	20	16	23	19	11	13	12	9	8	161
#1	牛	1	5	4	2	5	4	8	1	1	5	1	3	40
到   務	<b>ک</b> <	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
時	馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間外	豚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
71	計	1	5	4	2	5	4	8	1	1	5	1	3	40

#### イ 病畜と畜頭数の推移

年度別・獣畜別・時間別頭数

(頭)

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年
	牛	118	145	123	164	157	155	159	147	160
勤務時間内	٤<	0	0	1	2	1	1	3	2	1
時	馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
間	豚	1	2	0	0	0	0	0	0	0
173	計	119	147	124	166	158	156	162	149	161
#+1	4	29	29	38	38	41	30	43	48	40
勤務時間外	٤<	0	0	0	0	0	0	0	0	0
時	馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
間	豚	0	0	0	0	0	0	0	0	0
71	計	29	29	38	38	41	30	43	48	40
4	信	148	176	162	204	199	186	205	197	201

#### ウ 病畜検査後の診断

(頭)

	診断名	延べ数
	牛白血病	2
	敗血症	2
	尿毒症	4
	高度の黄疸	2
	軽度の黄疸	3
	筋炎	7
	出血性炎	22
	関節炎	22
	股関節脱臼	2
	骨折	6
	筋断裂	3
	脊髄損傷	1
	起立不能	2
	趾冠炎	1
	高度の水腫	1
	中度の水腫	1
	軽度の水腫	4
**	の珍紫タボの/庁玄	がセスナル

診断名	延べ数
肺炎	56
化膿性肺炎	8
胃腸炎	21
創傷性第2胃炎	1
肝炎	15
肝膿瘍	2
腎炎	3
化膿性腎炎	1
腹膜炎	3
脂肪壊死症	3
膀胱炎	1
膀胱結石	1
尿石症	1
子宮蓄膿	1
乳房炎	1
皮下血腫	2

<sup>※</sup>複数の診断名がつく病畜があるため、延べ数で算出している。

#### エ 保留獣畜の措置

# (頭) 全部廃棄 一部廃棄 疑白血病 3 13 疑敗血症 3 2 疑高度の黄疸 2 0 疑尿毒症 4 3 疑高度の水腫 1 1 0 疑膿毒症 1 計 24 9

# (4) 令和元年度 獣畜のと殺解体禁止または廃棄したものの原因 原因別の廃棄頭数

(頭)

		元本织纵									(四尺/
				牛			とく			豚	
	とさつ	頭数		8,338			1		2,100		
			禁止	全部廃棄	一 部 廃 棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁山	全部廃棄	一部廃棄
	処分実		0	24	7,766	0	0	1	0	0	2,036
		破傷風	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	細菌病	放線菌病	-	0	7	-	0	0	-	0	0
		その他	0	0	1	0	0	0	0	0	-
	寄生虫病	ジストマ病	-	0	29	-	0	0	1	0	0
		その他	0	0	2	0	0	0	0	0	0
		膿毒症	0	0	-	0	0	1	0	0	i
		敗血症	0	4	1	0	0	1	0	0	Í
疾病別頭数		尿毒症	0	4	1	0	0	1	0	0	Í
別別		黄疸	0	2	0	0	0	0	0	0	0
頭		水腫	0	1	95	0	0	0	0	0	7
釵	その他	腫瘍	0	0	4	0	0	0	0	0	2
	の疾病	中毒諸症	0	0	-	0	0		0	0	-
		炎症又は炎 症産物によ る汚染	-	0	7,159	-	0	1	-	0	1,762
		変性又は萎縮	-	0	3,366	-	0	1	1	0	12
		その他	0	13	452	0	0	0	0	0	524
	<u>=</u>	t	0	24	11,115	0	0	2	0	0	2,307

#### (5) 年度別・獣畜別 全部廃棄理由の推移

(頭)

獣畜		平成	令和							
計画		23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年
	膿毒症	1	3	0	0	2	0	0	0	0
	敗血症	5	4	4	3	1	5	2	5	4
	尿毒症	1	8	6	0	1	3	1	5	4
#	高度の黄疸	1	1	1	3	1	0	2	2	2
+ [	高度の水腫	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	牛白血病	9	3	3	11	9	6	7	14	13
	全身の炎症産	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	物による汚染	O	J	0	J	'	U	U	U	U
	膿毒症	9	9	8	5	3	6	4	1	0
	敗血症	5	3	2	0	0	1	0	0	0
<sub>       </sub>	白血病	1	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	全身性腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全身性炎症	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	豚丹毒	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	計	32	32	24	22	18	21	16	28	24

#### 4. 輸出牛肉検査

各輸出国の取扱要綱等に基づき、食肉検査および輸出証明書発行事務を行った。 なお、現在の輸出認定国は次のとおり。

#### (1)輸出認定国一覧

輸出国	認定日				
マカオ	2009年9月7日				
タイ	2009年11月24日				
シンガポール	2010年9月24日				
フィリピン	2014年 5月16日				
ベトナム	2014年9月8日				
ミャンマー	2015年12月3日				
台湾	2017年9月22日				

#### (2)輸出実績(kg)

年度	合計	シンガポール	マカオ	タイ	フィリピン	ミャンマー	ベトナム	台湾
令和元	79,104.3	36,691.6	1,996.6	18,891.0	1,802.7	0	0	19,722.4

#### (3)輸出国別牛肉量の推移

年度	マカオ			シンガポール			タイ		
十段	頭数	パック数	重量(kg)	頭数	パック数	重量(kg)	頭数	パック数	重量(kg)
平成 25	24	89	1,310	268	847	12,957	81	286	4,329
平成 26	2	6	74	270	700	12,316	126	445	7,169
平成 27	2	38	686	327	952	16,688	129	447	7,601
平成 28	1	3	47	301	1,121	20,002	192	533	8,925
平成 29	7	47	919	316	927	16,318	231	622	10,224
平成 30	6	46	911	381	1,703	28,943	234	1,007	18,035
令和元	28	103	1,997	392	2,199	36,692	204	954	18,891

年度	年度 フィリピン				ミャンマー			ベトナム		
(平成)	頭数	パック数	重量(kg)	頭数	パック数	重量(kg)	頭数	パック数	重量(kg)	
平成 25										
平成 26	36	129	2,150	2	18	293	1	1	15	
平成 27	100	243	4,289	6	15	221	1	1	5	
平成 28	66	199	3,477	17	39	662	0	0	0	
平成 29	83	223	3,956	0	0	0	1	3	56	
平成 30	75	222	3,974	0	0	0	6	41	593	
令和元	40	92	1,803	0	0	0	0	0	0	

年度	台湾				
十戊	頭数	パック数	重量(kg)		
平成 25					
平成 26					
平成 27					
平成 28					
平成 29	191	1,703	26,754		
平成 30	185	3,664	51,362		
令和元	110	1,204	19,722		

年度		合計					
十尺	頭数	パック数	重量(kg)				
平成 25	373	1,222	18,596				
平成 26	437	1,299	22,017				
平成 27	565	1,696	29,489				
平成 28	577	1,895	33,113				
平成 29	829	3,525	58,226				
平成 30	887	6,683	103,820				
令和元	774	4,552	79,104				

## Ⅲ. 試験検査・調査研究の概要

#### 1. 牛海綿状脳症(BSE)に係る検査

24ヶ月齢以上で神経症状が疑われる牛についてBSEスクリーニング検査を実施した。

(頭)

検査頭数	陽性	疑陽性	陰 性
9	0	0	9

#### 2. 保留獣畜に係る検査

【保留獣畜に係る精密検査の検体数】

検査部門	検査理由	検査頭数	検体数	検査件数
理化学	疑尿毒症	7	14	21
	疑高度の黄疸	2	3	3
病理	疑牛白血病	16	260	288
微生物	疑敗血症	6	83	166

#### 3. 獣畜(保留獣畜を除く)に係る検査

#### (1) 微生物検査部門

事業内容	検査項目	実績検体数
と畜場における細菌汚染実態調査	一般生菌数、大腸菌群数	120
食鳥処理場における細菌汚染実態調査	一般生菌数、大腸菌群数、 大腸菌数、カンピロバクター、 サルモネラ	140
と畜場における微生物制御のモニタリング	腸管出血性大腸菌O157、ATP	210

#### (2) 病理検査部門

臓器に炎症像、変性像等が認められたものについて病理組織学的検査を行った。

事 業 内 容	動物種	検査頭数	検査件数※
と畜検査における疾病診断にかかる病理検査	<b>4</b>	18	32
と苗快宜における疾病診断にかかる病理快宜	豚	2	2
	計	20	34

※検査に供した臓器等の数

#### (3) 理化学検査部門

事業内容	動物種	検査頭数	検査件数	検査結果
	<b>4</b>	12	36	不検出
残留動物用医薬品検査	豚	14	42	不検出
	鶏	8	8	不検出
グリア線維性酸性タンパク(中枢神経 系組織の細胞マーカー)残留量調査	4	40	80	不検出

(注:不検出は定量限界値未満を示す。)

#### 4. 食の安全性確保のための調査研究事業

食の安全性確保のために残留抗菌性物質のスクリーニングテスト用簡易キット(プレミテスト) を用いて調査・研究を行った。

事業内容	動物種	検査頭数	検査件数	陽性件数
残留抗菌性物質検査(プレミテスト)	牛	29	58	5

# Ⅳ.監視指導の概要

#### 1. と畜場および関連施設

年間を通じて、と畜場の施設および設備の衛生点検、衛生マニュアルおよび衛生標準作業 手順書(SSOP)に基づく処理の指導および滋賀食肉センターHACCPプランの外部検証を行っ た。

#### (1)監視指導状況および実績

施設等	実施回数	頻度
牛解体	169	開場日ごと
豚解体	50	開場日ごと
部分肉加工室	233	作業実施日ごと

#### (2)外部検証

年4回実施(6月、9月、12月、3月)

#### (3)研修

年月日	研修会の内容
令和元年 10 月 18 日	器具等の拭き取り検査結果について
令和 2 年 2 月 14 日	輸出認定要綱等の改正について
	作業前点検の状況について
合計	2 回、46 人参加

#### 2. 食鳥処理施設等

年間を通じて、食鳥処理場および併設する食品衛生施設(以下「食鳥処理場等」という。) の施設および設備の衛生点検を行った。また、食鳥処理施設等で実施されるHACCP の考え方を取り入れた衛生管理の指導、食鳥肉の生食に係る啓発用リーフレット等の配布を行った。

#### (1)監視指導状況等

■施設数※、監視件数および処理羽数 (※令和2年3月31日現在)

保健所別	施設数	監視件数	処理羽数	
草津	7	10	58,490	
甲賀	7	19	248,593	
東近江	7	10	22,874	
彦根	6	10	17,323	
長浜	4	3	1,573	
高島	2	3	7,523	
計	33	55	356,376	

#### (2)講習会等

食鳥処理衛生管理者に、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理、食鳥肉の衛生的な取扱い、食鳥肉に由来する食中毒の予防等について食鳥処理衛生管理者講習会を実施。

10月23日(彦根市)、10月30日(守山市)、参加人数 26人

# Ⅴ. 研修等

#### 1. と畜検査員技術研修会

実施月日	場所	研修会の内容
令和 2 年 2 月 26 日	滋賀県食肉衛生検査所	【令和元年度滋賀県食肉衛生技術研修会】 講 演 :豚コレラの防疫について 講 師 :家畜保健衛生所 金谷 須美礼 氏 参加人数:12人

# 2. 研修・会議等参加状況(令和元年度)

実施月日	研修会等の名称	参加者数
5月23日	小規模食鳥処理場HACCP研修会	1
6月7日	全食検協近畿ブロック所長会	1
6月10日~ 7月5日	保健医療科学院研修	1
7月17日、18日	全食検協所長会・全国大会	1
8月30日	近畿食品衛生監視員研修会	1
10月11日	全食検協近畿ブロック微生物担当者会議	2
10月24日	全国食品衛生監視員協議会研修会	1
10月25日	全食検協近畿ブロック会議研修会	2
11月6日	全食検協微生物研修会	1
11月7日、8日	全食検協病理研修会	1
12月19日	対米・対EU等輸出食肉に係る指名検査員研修	1
1月20日~22日	厚生労働省全国食肉・食鳥肉衛生技術研修会	1
1月21日	厚生労働省全国食肉・食鳥肉衛生技術研修会	1
1月30日、31日	農場管理獣医師研修会	1
1月31日	全食検協近畿ブロック理化学担当者会議	1
2月7日~9日	獣医師会獣医学術学会	1
2月13日	全食検協近畿ブロック病理担当者会議	1
2月14日	全食検協近畿ブロック所長会	1
2月18日	和牛マスター視察	3
合計		23 人

## 3. 消費者に対する講習会、意見交換会の実施状況

## (1) 当所主催

実施月日	研修会等の名称
令和元年7月17日	令和元年度食の安全・安心に関する意見 交換会
合計	1 回、42 人参加

## (2)他機関主催による講師派遣

実施月日	研修会等の名称	主催
令和元年9月26日	令和元年度食の安全・安心に関する意見交換会	彦根保健所
令和元年 11 月 6 日	令和元年度食の安全・安心に関する意見交換会	東近江保健所
令和 2 年 1 月 21 日	令和元年度食の安全・安心に関する意見交換会	甲賀保健所
合計	3 回、81 人参加	

# VI. 調査研究報告

#### 1. 調査研究報告の概要

	- 101 - 111-21			
年月日	演題名	発表者	学会·研修名	開催場所
令和 2 年	牛の心臓腫瘤	山本 香織	全国食肉衛生検査所協議会	大阪府公館
2月13日			近畿ブロック	
			病理担当者会議	
令和 2 年	尿毒症判定基準の変更	宗田 龍	第 40 回	誌上報告
3月18日	と症例について		生活衛生業務研修会	
	認定小規模食鳥処理場 における衛生管理計画 の作成指導について	栗原 磨美		

#### 2. 調査研究の抄録

抄録については、当所ホームページの調査研究のページ参照。